

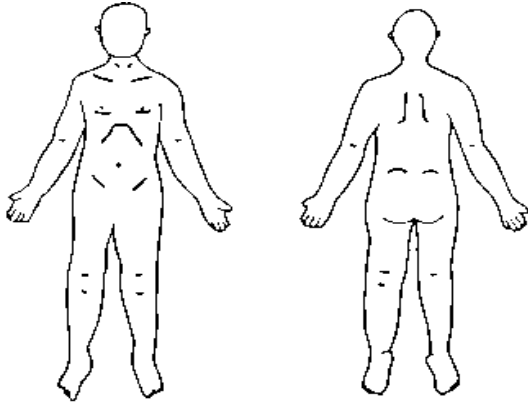
肢体不自由の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

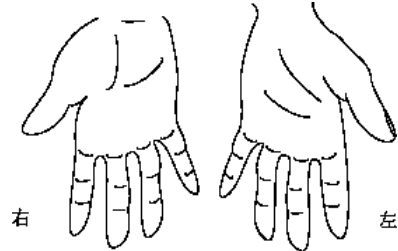
◎ 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見

- 1 感覚障害(下記図示)                   なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害(下記図示)               なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起 因 部 位                       脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排 尿・排 便 機 能 障 害       なし・あり
- 5 形 態 異 常                       なし・あり
- 6 そ の 他 の 所 見

参 考 図 示(関係のない部分は記入不要)



× 変形   ■ 切離断   ■ 感覚障害   ≡ 運動障害



(切断の場合は、切断部を明確に記入すること)

右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

【計 測 法】

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起  
 下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨)内果  
 上腕周径：最大周径

前腕周径：最大周径  
 大腿周径：膝蓋骨上縁10cmの周径(小児等の場合は別記)  
 下腿周径：最大周径

◎ 動作・活動 自立—○半介助—△全介助又は不能—×、( )の中のものを使う時は該当するものを○で囲むこと。

つまむ〔新聞紙が引き抜けない程度〕	右	洋式便器に座る	
	左	排せつの後始末をする	
握る〔丸めた週刊誌が引き抜けない程度〕	右	寝返りをする	
	左	いすに腰掛けている(背もたれ・支え)	
コップで水を飲む	右	{ 正座 横座り あぐら 脚投げ出し }                     分	
はしで食事をする(スプーン、自助具)	左		
顔を洗いタオルでふく	右	片足で立つ	右 秒
	左		左 秒
ブラッシで歯を磨く(自助具)	右	立ち上がる (手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具)	右
	左		左
タオルを絞る〔水をきれる程度〕		家の中の移動 (壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)	
背中を洗う			
かぶりシャツを着て脱ぐ		二階までの階段を上って降りる (手すり、つえ、松葉づえ)	昇
ワイシャツを着てボタンをとめる			降
靴下を履く〔どのような姿勢でもよい〕		屋外での移動(つえ、松葉づえ、車いす)	
ズボンをはいて脱ぐ〔リ〕		公共の乗物を利用する〔タクシーを除く〕	

(注) 身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので( )の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

◎ 歩行能力及び起立位の状況(該当するものを○で囲む)

- (1) 歩行能力(補装具なしで)：正常に可能・(2km・1km・100m・ベッド周囲)以上歩行不能・不能
- (2) 起立位保持(補装具なしで)：正常に可能・(1時間・30分・10分)以上困難・不能

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) (この表は、必要な部分を記入すること。)

筋力テスト ( )	関節可動域	筋力テスト ( )	関節可動域	筋力テスト ( )
↓ 右	↓	↓ ↓	↓	↓ 左
( ) 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 ( ) くび	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	( ) 左屈
( ) 前屈		後屈 ( ) 体幹		( ) 右屈
( ) 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 ( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ( )
( ) 外転		内転 ( ) 肩		外転 ( )
( ) 外旋		内旋 ( )		外旋 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) ひじ		屈曲 ( )
( ) 回外		回内 ( ) 前腕		回外 ( )
( ) 掌屈		背屈 ( ) 手		掌屈 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( )		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 中指節 (MP)		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 母		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 示		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 中		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 環		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 小		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( )		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 近位指節 (PIP)		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 示		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 中		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 環		屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 小		屈曲 ( )
( ) 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 ( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ( )
( ) 外転		内転 ( ) また		外転 ( )
( ) 外旋		内旋 ( )		外旋 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) ひざ		屈曲 ( )
( ) 底屈		背屈 ( ) 足		底屈 ( )

備考

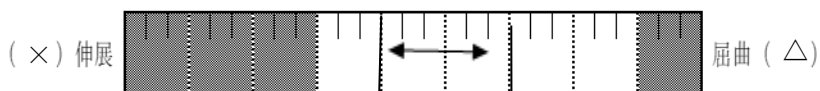
注：

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、 $|\leftarrow\rightarrow|$ のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。  
強直の場合は、強直肢位に波線（ $\sim$ ）を引く。
- 4 筋力については、表（ ）内に×○△印を記入する。  
×印は、筋力が消失又は著減（筋力0，1，2該当）  
△印は、筋力半減（筋力3該当）  
○印は、筋力正常又はやや減（筋力4，5該当）

#### 筋力表

- 5（正常）normal：正常の筋力
  - 4（優）good：かなりの抵抗にうちかって運動できる
  - 3（良）fair：重力にうちかってうんどうできる
  - 2（可）poor：重力を除くと運動できる
  - 1（不可）trace：筋収縮をふれるが運動はおこらない
  - 0（ゼロ）zero：筋収縮をふれない
- 5（PIP）の項母指は、（IP）関節を示す。
  - 6 DIPその他手指の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。
  - 7 図中の塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常稼働はこの部分にはみ出し記入となる。

#### 例示



第1号様式の4（第2条の5関係）

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

総括表

氏名	年 月 日生（ ）歳	男・女												
住所														
1 障害名（部位を明記）														
2 原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・疾病・ 自然災害・先天性・その他（ ）													
3 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所												
4 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）														
障害固定又は障害確定（推定）														
年 月 日														
5 総合所見														
6 将来再認定（障害程度の変化の見込） 要（時期 年 月）・不要														
7 その他参考となる合併症状														
<p>上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付記する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 <span style="float: right;">㊞</span></p>														
<p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入すること。）</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p>														
		等級表による個別等級												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する。（ 級相当）</li> <li>・該当しない。</li> </ul>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部 位</th> <th style="width: 33%;">等 級</th> <th style="width: 33%;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 肢</td> <td style="text-align: center;">級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下 肢</td> <td style="text-align: center;">級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体 幹</td> <td style="text-align: center;">級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 位	等 級	項 目	上 肢	級		下 肢	級		体 幹	級	
部 位	等 級	項 目												
上 肢	級													
下 肢	級													
体 幹	級													

(注意)

- 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
- 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。
- 3 障害区分や等級決定のため、郡山市地方社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。